

糸島市中小企業振興基本条例

玄界灘に面し、大陸からの新文化の玄関口として栄えた糸島は、古代から多くの人々がつどい、中国の史書「魏志倭人伝」に「伊都国」としてその名を残しています。この地は、縄文、弥生、古墳時代からの輝かしい歴史に加え、江戸時代に唐津街道の宿場町として栄えた時代を経て、人と豊かな自然の調和を図りながら発展してきました。

近年、自然の豊かさが再認識される中、多種多様な農林水産物やそれらを活用した産品が注目を集め、関連する産業の活性化や中小企業間・産業間の連携による地域経済の好循環が生まれています。また、九州大学を中心とする学術研究機関の知的資源や研究機能を活用した先端産業の集積や新産業の創出などの可能性を秘めています。

こうした糸島市の経済発展の基礎を築き原動力となってきたのは、市内の事業所の大多数を占める中小企業です。

中小企業は、事業の持続・発展に伴う雇用の創出や労働者所得の確保に寄与するとともに、市民生活の向上、地域コミュニティの担い手、災害時の対応など、本市のまちづくりに幅広く重要な役割を担っています。

しかしながら、就労人口の減少、若者の市外での就職、中小企業の後継者不足、災害等の頻発による事業継続の断念、急速な技術革新に伴うビジネス環境の変容など、中小企業は大きな変化の局面にあります。

このような局面にあるからこそ、中小企業の自主的な努力を基本としつつも、市は中小企業振興を重要政策として位置付け効果的な施策を実行し、中小企業支援団体等は中小企業の経営に実効性のある支援を提供し、教育機関は本市の中小企業の現状を知り次世代を担う者に伝え、市民は消費者として本市経済の一翼を担っていることを意識することによって、中小企業の持続的発展に一丸となって取り組むことが必要です。

ここに、中小企業の振興を図ることにより、地域に根付く中小企業を創出し、育成し、継続させ、さらに次世代に引き継ぐとともに、市民や市内で働く人たちが働くことへ生きがいを感じ、人生を豊かに過ごす持続可能なまちを実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が本市の経済及びまちづくりにおいて重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業の振興について基本理念を定め、市の責務、中小企業者が努めるべき事項等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するもの

をいう。

- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業支援団体 商工会その他中小企業者に対する支援を行う団体をいう。
- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関及び信用保証協会であって、中小企業者に対する支援を行うものをいう。
- (5) 教育機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校であって、市内に所在するものをいう。
- (6) 大学等研究機関 学校教育法第1条に規定する大学その他研究開発を行う機関であって、市内において研究開発を行うものをいう。
- (7) 大企業者 市内に事務所等を有する事業者のうち、中小企業者以外のものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者自ら経営の改善及び向上に努めるとともに、本市の農林水産物、多様な人材その他本市の特性を活かし、かつ、守りながら、中小企業者、国、県、市、中小企業支援団体、金融機関等、教育機関、大学等研究機関及び大企業者の相互連携並びに市民の協力を基本として推進されなければならない。

- 2 中小企業の振興は、中小企業一般に比して経営基盤がぜい弱な小規模企業者に配慮して推進されなければならない。

(市の責務等)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、中小企業の振興に関する施策の実施に必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 市は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、中小企業者、国、県、中小企業支援団体、金融機関等、教育機関、大学等研究機関及び大企業者と密に連携するよう努めるものとする。
- 4 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、研修及び人材交流を通じて、専門的知識及び経験を有する職員の育成に努めるものとする。
- 5 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会を増大するよう努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的に経営の改善及び向上に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、地域における雇用の維持創出及び人材の育成並びに労働環境の整備に自主的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 中小企業者は、その事業活動を通じて、地域の活性化並びに防災及び災害復興に資する

よう努めるものとする。

- 4 中小企業者は、中小企業支援団体への加入に努めるとともに、市及び中小企業支援団体が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業支援団体の役割)

第6条 中小企業支援団体は、中小企業者の加入を促進し、中小企業者の経営の改善及び向上を図るための取組を積極的に支援するよう努めるものとする。

- 2 中小企業支援団体は、中小企業者及び地域の現状把握に努めるとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するものとする。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、中小企業者の資金需要に対する適切な対応並びに中小企業者の経営の改善及び向上に対する支援に努めるものとする。

- 2 金融機関等は、市内における創業に対し、積極的な支援に努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第8条 教育機関は、キャリア教育を通じて、地域に貢献し次世代を担う人材の育成に努めるものとする。

- 2 大学等研究機関は、研究開発及びその成果の普及を通じて、中小企業の振興に努めるものとする。

(大企業者の役割)

第9条 大企業者は、その事業活動を通じて、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業の振興が本市経済の健全な発展、雇用の創出及び市民生活の向上に寄与することの重要性を理解し、市内での消費行動その他の活動を通じて、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(基本施策)

第11条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 経営基盤の強化、経営の革新及び持続的な発展に関する施策
- (2) 人材の確保及び育成並びに労働環境の整備に関する施策
- (3) 創業及び事業承継に関する施策
- (4) 災害等緊急時の事業継続及び回復に関する施策
- (5) 中小企業間及び産業間の連携による経済循環に関する施策

(振興計画)

第12条 市長は、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する計画を策定する。

(振興審議会)

第13条 この条例の適正な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、糸島市中小企業振興審議会を置く。

2 糸島市中小企業振興審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（実施状況の公表）

第14条 市長は、中小企業の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

糸島市中小企業振興審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、糸島市中小企業振興基本条例(令和2年糸島市条例第27号。以下「条例」という。)第13条第2項の規定に基づき、糸島市中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 条例第11条に規定する施策に関すること。
- (2) 条例第12条に規定する計画に関すること。
- (3) その他市内の中小企業の振興に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 中小企業関係者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 金融機関等関係者
- (4) 一般公募した市民
- (5) 市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、産業振興部商工観光課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱された審議会の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

糸島市中小企業振興審議会委員

令和3年10月1日現在

氏名	機関・団体名	選出区分
大舘 照光	糸島市商工会 会長	中小企業関係者
中原 理臣	(株)イトキュー 代表取締役社長	中小企業関係者
吉田恵美子	アイスタイルエステート 代表	中小企業関係者
小津 智一	(一社)福岡県中小企業家同友会 糸島支部	中小企業関係者
福島 良治	いとしまちカンパニー合同会社 代表社員	中小企業関係者
藤野 寛太	福岡県福岡中小企業振興事務所 所長	中小企業関係者
村上 剛人	福岡大学商学部 教授	学識経験を有する者
丸田 博美	糸島金融協会会長 (福岡銀行糸島支店長)	金融機関等関係者
徳重裕二郎	糸島市中学校校長会 (志摩中学校長)	市長が特に必要と認める者 (教育機関)
尾崎 恭子		一般公募した市民
大城 悦徳		一般公募した市民
安武 美歩		一般公募した市民

糸島市商工会および中小企業家同友会による中小企業実態調査結果

(概要版)

調査実施者：中小企業家同友会 糸島支部

糸島市商工会

調査対象：市内の中小企業事業者

調査期間：2021年1月～2月

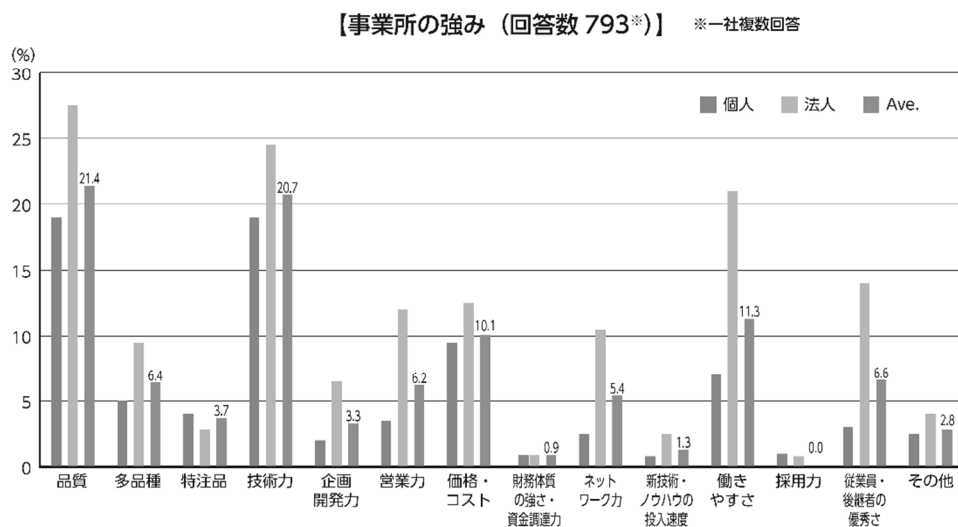
回答件数：363件（うち、法人：168社（53.3%）、個人事業主：194社（46.7%）、欠損値1）

※統計データでは法人53.1%、個人46.2%でありおよそ市全体での割合に近い

今回の調査は糸島市の中小企業振興条例を策定にともない、市内における中小企業の現状を把握し、何が問題であるのかを明らかにし、条例の具体的な施策のなかに取り込むためアンケートを実施した。

課題の整理

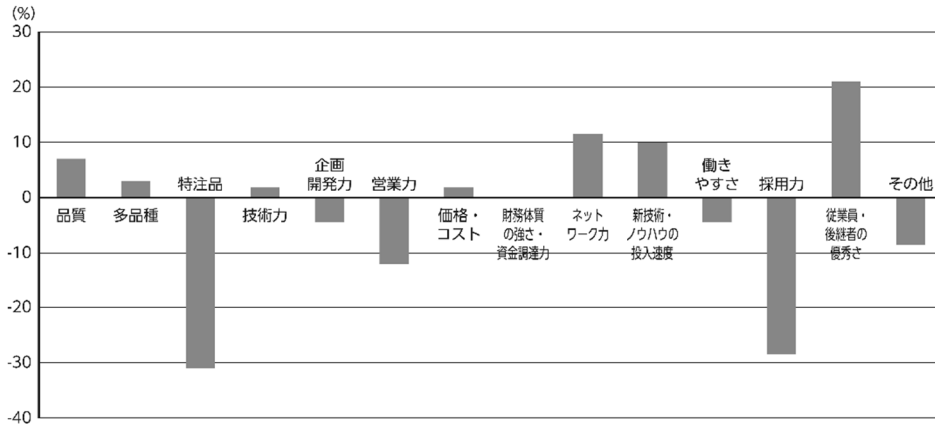
基本施策1に関わる調査結果



解説

自社の事業所の強みをどう考えるかは、事業所の現状把握において極めて大事な点である。事業所の強みは、「品質」（21.4%）、「技術力」（20.7%）が群を抜いており、次いで「働きやすさ」（11.3%）、「価格・コスト」（10.1%）である。

【事業所の強みと3年前の比較の売上高増減DI】

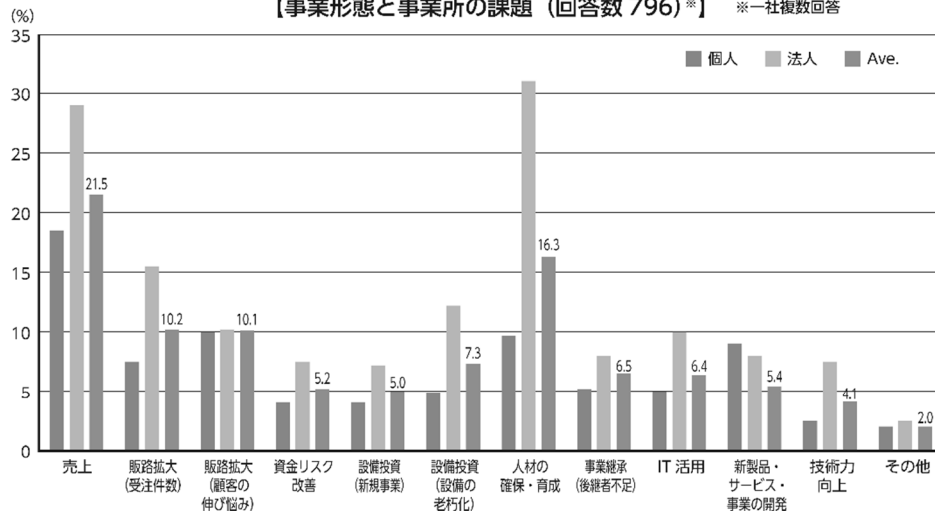


解説

「事業所の強みと3年前の比較の売上高増減DI」をみると、売上高増の事業所が「強み」とした項目は、「従業員・後継者の優秀さ」を選んだ場合が最も高く、次いで「ネットワーク力」、「新技術・ノウハウの投入速度」が効果を上げている。一方、売上高減の事業所が「強み」とした項目は、「特注品」、「採用力」、「営業力」であった。「強み」の上位に入っていた「品質」や「技術力」の売上高DI値は、プラス域ではあったものの、比較的高い数値ではなく、「強み」と「売上高」が十分に結びついていないといえない指標が出ている。

売上高増減DI値が良かった「従業員の優秀さ」や「ネットワーク力」は「人」に関わる。「人」を強みとしているところは売上高が高い傾向にある。一方で、「特注品」はニッチな部分に特化することで単価が高く売上を上げやすいと思われるが、最も売上DI値が低い。また、「採用力」はあり人が十分でも、売上高が上がっていないことがわかる。

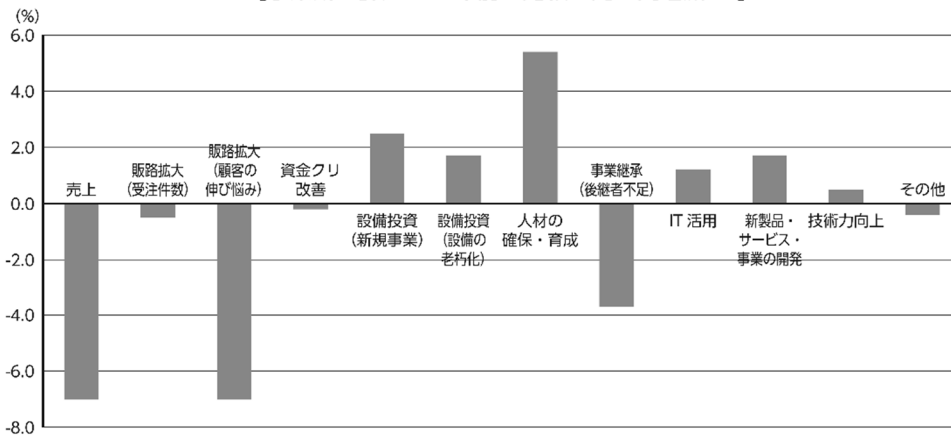
【事業形態と事業所の課題（回答数796）※】 ※一社複数回答



解説

事業所の課題について、最も高い回答は、「売上」(21.5%)。次いで「人材の確保・育成」(16.3%)、「販路拡大 (受注件数)」(10.2%)、「販路拡大 (顧客の伸び悩み)」(10.1%)である。事業形態別にみると、法人は「売上」、個人は「人材の確保・育成」を最も課題としている。また、「販路拡大」についても、(受注件数)と(顧客の伸び悩み)を合わせると20.3%が課題として回答しており、大きな課題の一つだと考えられる。

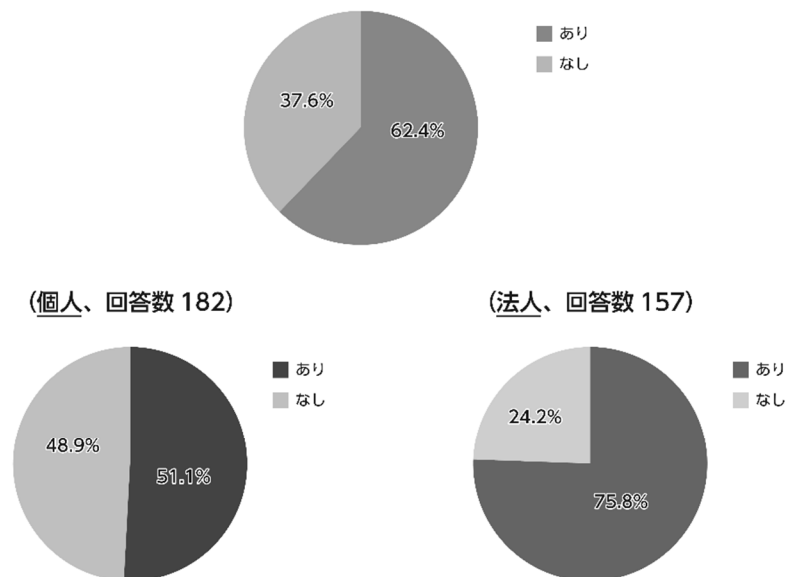
【事業所の課題と3年前の比較の売上高増減DI】



解説

「事業所の課題と3年前の比較の売上高増減DI」のDI値(*DI:良い-悪い)をみると、売上高が減少している事業所は、「売上」、「販路拡大(受注件数)」、「事業継承(後継者不足)」、「販路拡大(顧客の伸び悩み)」を課題として捉えており、一方で売上高が増加している事業所は、「人材確保・育成」、「設備投資」、「新製品サービス事業の開発」を課題として捉えている。「人材の確保・育成」を課題と捉えている会社は、売上高増減DIが最も高い結果となっている。人材の確保・育成は経営方針の根幹に関わってくるものであり、人材育成力も求められるところである。

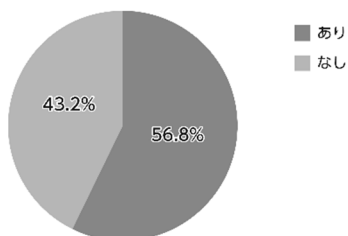
【企業理念はありますか (回答数 340)】



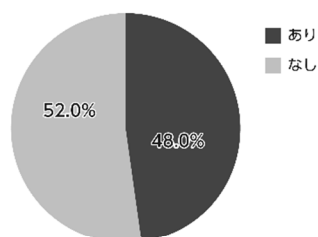
解説

企業運営における支柱とも考えられる企業理念を策定していない企業が、37.6%も存在していることがわかった。会社が何を目指してビジネスをするのか、単に利益を獲得することを目的とするということではなく、その企業で働く意義を社員の方は見つけながら従事していると考え、小規模・中小企業だからといってそのままいいとは言えない状況であると推察できる。

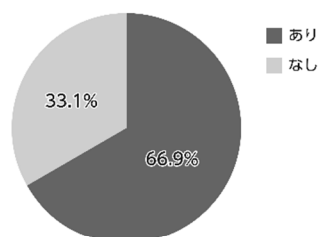
【経営ビジョンはありますか（回答数 340）】



（個人、回答数 179）



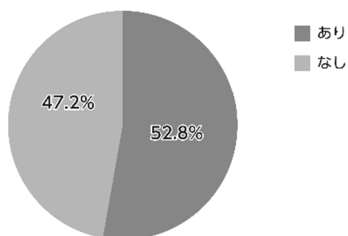
（法人、回答数 160）



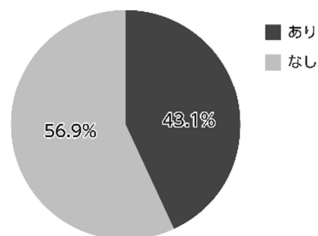
解説

企業理念を策定し、それをさらに具体的に実施するためにビジョンを社員に示しどのような方向で取り組むべきであるのかを示すのが経営ビジョンである。今回の調査で経営ビジョンを策定していると回答したのが56.8%であり企業理念より少ない数値となっている。

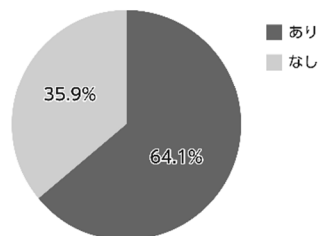
【事業計画はありますか（回答数 341）】



（個人、回答数 181）



（法人、回答数 159）



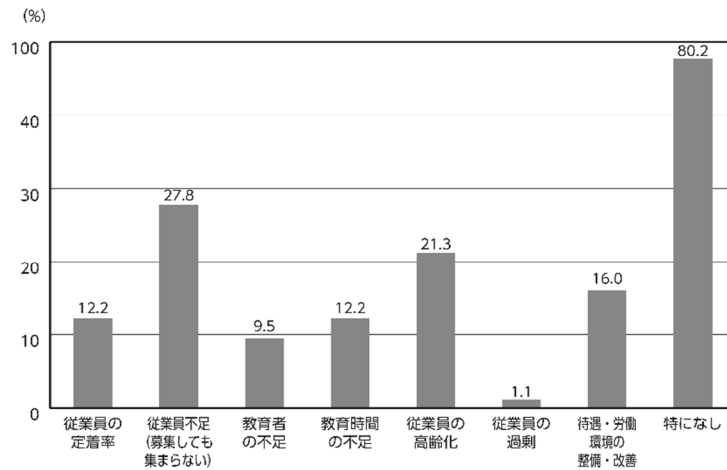
解説

事業計画とは企業理念、ビジョンを具体化するために単年度で何をやるか数値目標化したものであるが、企業理念、経営ビジョンの回答と同じように、法人の方で作成している割合が高い。

また法人・個人共に、策定していると回答した数値が企業理念、経営ビジョンでの回答結果より少ない数値になっている。

基本施策2に関する調査

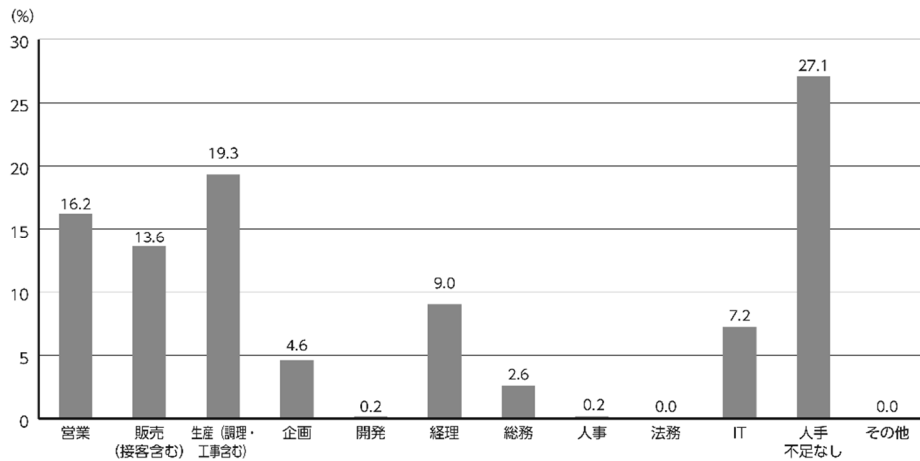
【人材確保の問題点（回答数 526）*】 ※一社複数回答



解説

最も高い回答は「募集しても集まらない」で27.8%、「従業員の高齢化」21.3%、「待遇・労働環境の整備・改善」16.0%、続いて「従業員の定着率」、「教育時間不足」があがっている。事業所側も認識している待遇や労働環境の整備、社員教育をすることで離職の防止、人手不足の解消につながることを考えられる。

【不足している人材分野（回答数 457*）】 ※一社複数回答

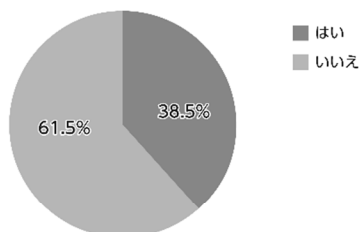


解説

事業所で不足している人材としてどのような分野があるのかを質問したところ、最も多いのが生産（調理・工事含む）19.3%、営業、16.2%、販売（接客業を含む）13.6%とあり売りに直結する分野において不足している実態がある。

基本施策3に関する調査

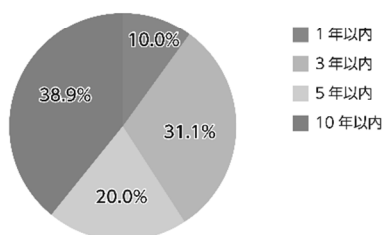
【※2 会社の10年後の夢について語り合える後継者候補がいますか？（回答数 343）】



解説

61.5%の事業所が「会社の10年後の夢について語り合える後継者候補」がいないと回答した。起業後、事業の継続年数が少ない可能性や長期的な計画やビジョンを立てていない、人材が育っていない等の可能性が考えられる。

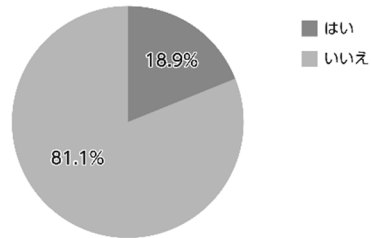
【【※2で「ない」と答えた方の】事業承継時期はいつですか（回答数 90）】



解説

「会社の10年後の夢について語り合える後継者候補」がいると回答した事業所のうち、約61.1%が5年以内に事業承継の時期が訪れると回答した。

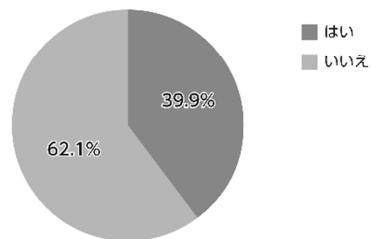
【事業承継に向けた具体的な準備を進めていますか（回答数 318）】



解説

18.9%の事業所が事業承継に向けた具体的な準備を進めているが、5年以内に事業承継の時期が訪れると回答した事業所数からすると、低い割合であると考えられる。また、事業承継時期が5年以内の事業所が具体的な準備を進められていないとすると、事業承継が5年から10年かかると言われる中で準備期間としては短いといえる。

【事業承継の準備を相談する先がありますか（回答数 338）】

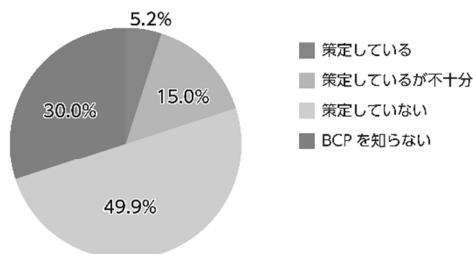


解説

約60%の事業所が「事業承継の準備を相談する先がない」と回答した。事業承継を課題として捉えていない事業所、または課題であるが相談する先がないと考える事業所が多いと考えることが出来る。喫緊の課題でないとしても相談先窓口等の情報提供、広報活動が必要であると考えられる。

基本施策4に関する調査

【事業継続計画（BCP）などを策定していますか（回答数 347）】

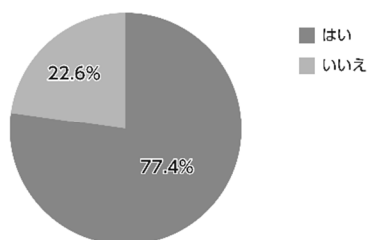


解説

企業が災害などの緊急事態に遭遇した場合に、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続・早期復旧を可能とするために、必要な方法、手段などを取り決めておく事業継続計画（BCP）に関する質問をした。

回答事業者の約30%がBCPの用語を「知らない」と回答しており、「策定していない」・「策定しているが不十分」と合わせると、約95%の事業所が、緊急事態に対する準備ができていないことになる。

【事業所のある地域のハザードマップを見たことがありますか（回答数 350）】



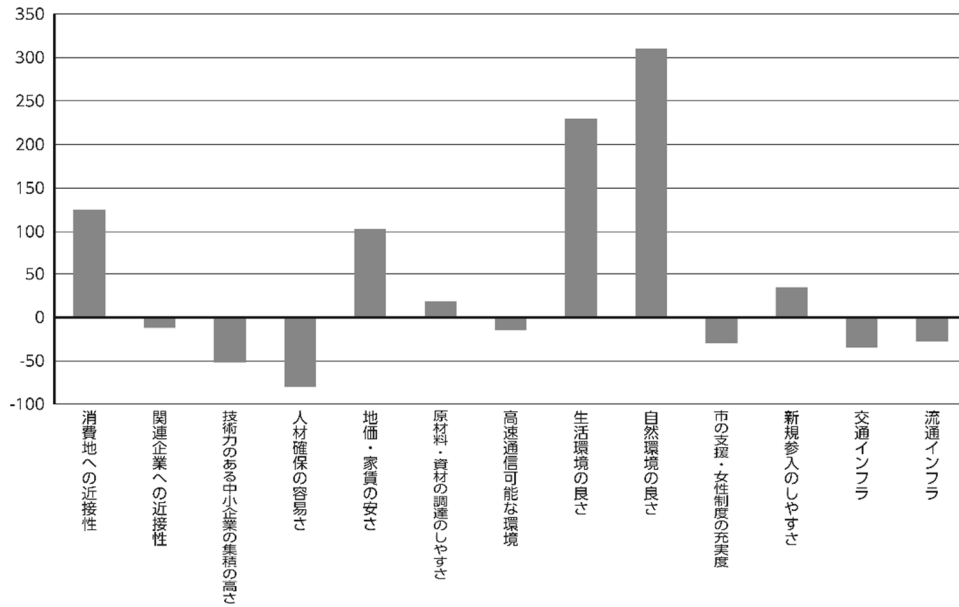
解説

ハザードマップについては、見たことが「ある」と回答した事業所が77.4%になっている。

BCPの策定と合わせると、準備の必要性は感じているものの、具体的にどのように準備をすればいいのかわからない事業所が多いといえそうだ。

基本施策5に関する調査

【糸島市の立地環境について】



解説

「糸島市の立地環境について」は、「自然環境の良さ」、「生活環境の良さ」、「消費地への近接性」、「地価・家賃の安さ」の項目で大きくプラス評価がなされており、住環境での満足度の高さが窺える。

一方で、「関連企業への近接性」、「技術力のある中小企業の集積の高さ」、「交通インフラ」、「流通インフラ」の整備についてマイナス評価がされており、企業間および産業間で連携しやすい環境に課題を感じている事業所が少なくない。また、高速通信可能な環境の整備もマイナス評価として挙げられている。これらのマイナス評価項目から、ビジネス環境について、様々な改善施策の必要性を感じている事業所が多数あることが窺える。”